

加盟団体組織整備補助金交付要項

1 目的

定款第4条第1項第2号に基づき、加盟団体の活動及び組織の発展を支援する。

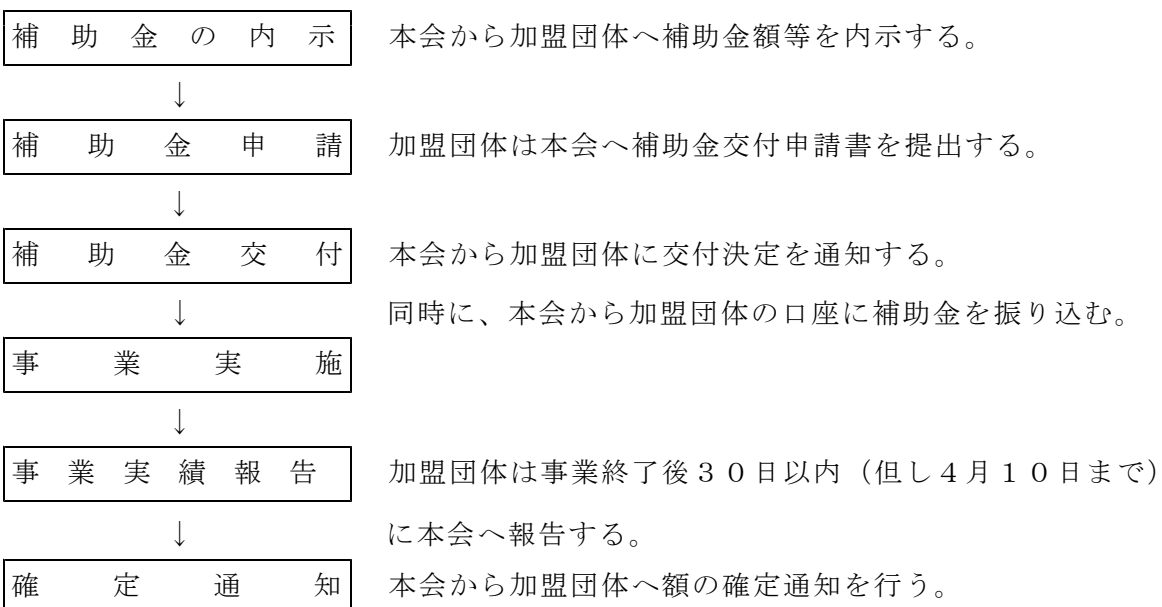
2 補助対象

全ての加盟団体

3 補助対象経費

別途内示する。

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

なお、「加盟団体育成補助金交付要項」及び「強化組織整備補助金交付要項」は廃止する。